

3. 誤認広告と消費者保護—広告主の民事責任判決例を中心に—

弁護士 長尾 治助

概要

民事事件としての判決事例も一定程度の蓄積を見るに至ったが、本稿では近時の裁判例の中から広告主の民事責任に関する若干の判決を摘出し、テーマとの関連での検討素材とした。広告主の主張はいずれの判決でも認められておらず、誤認惹起広告主は、広告に誤導され締約して被害を受けた相手方当事者に対する責任を免れることができない。

ところで、誤認惹起広告の受け手を救済するためには、広告における真実主義の理念に基づく具体的な規範の形成、適用が不可欠であるところ、素材とされた判決を検討するとき、各判決の間には関連性がないものの、広告における真実主義を実践していると評することのできる共通の規範を認めることができるように思われる。本稿では各判決にコメントを付け、これらの点に言及した。



ながお じすけ
長尾 治助

学歴・職歴

- 1932年 東京生まれ。
早稲田大学大学院修士課程修了(民法専攻)。
立命館大学法学部で民法・消費者法を担当し、現在、同大学名誉教授。
博士(法学)。
- 現 職 弁護士法人みやこ法律事務所代表社員、
弁護士(京都弁護士会所属)、
NPO京都消費者契約ネットワーク理事長。
- 主 著 債務不履行の帰責事由(有斐閣)、
消費者私法の原理(有斐閣)、
レンダーライアビリティ(悠々社)、
判例クレジット法(法律文化社)。
広告に関するものとして、
広告と法(日本評論社)、
アドバタイジング・ロー(商事法務研究会)、
広告表示の法的トラブル(日経広告研究所)。
ほかに編著書として、
広告の審査と規制(日経広告研究所)、
広告の法理(民事法研究会)など。